

長岡京市創業支援計画  
過去から未来へ「悠久の都長岡京市」創業支援

長岡京市

平成28年1月13日 認定

(平成27年10月3日から令和12年9月30日までの計画)

# 別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (長岡京市)

| 創業支援等事業の目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(背景)</p> <p>本市は、京都府の南部、京都盆地の南西部に位置し、西部は西山山地を境に大阪府に接しており、その交通の利便性から近隣の大都市のベッドタウンとして成長し市内には複数の商店街や商業施設ができ、活気あるまちが形成されてきた。</p> <p>しかし、近年では少子高齢化をはじめとする諸問題等により、商店街等における賑わいが減少しており、全国的に問題となっている地域における店舗数の微減が続いている状況となっている。</p> <p>その中で、長岡京市第4次総合計画において、創業支援等の推進を新たに位置付けた。本計画の策定により創業希望者への支援を積極的に進めることで、これまで創業をためらっていた若年層や主婦層を含む多くの創業希望者の支援に繋げること、地域の活性化を推進したいと考える。</p> <p>(創業支援等事業者の全体像)</p> <p>そこで、この創業支援等事業計画では、長岡京市内に潜在的に存在する小規模起業ニーズに対応するため、空き店舗の新たな活用を推進するとともに、これまで支援が難しかった福祉関係等を含むNPOの創業についても、ソーシャルビジネス支援と位置付け支援を行うことで、市域の商工業の活性化につなげることを目的に実施し、平成27年度から令和12年度の15か年を重点期間とし、長岡京市商工会と連携を密にした事業実施を進める。</p> <p>また、本市における創業支援機関は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①長岡京市</li> <li>②長岡京市商工会</li> <li>③(株)日本政策金融公庫京都支店</li> <li>④京都信用保証協会</li> </ul> <p>(目標の根拠)</p> <p>令和2年度から令和5年度までの相談人数の一年あたりの平均が9人であったことから10人を創業支援等対象者数の目標とする。</p> <p>商工会をはじめとする創業支援機関と連携を図り創業支援等に取り組むこととする。令和2年度から令和5年度までの期間で市に相談に来られた方が創業された人数は2人である。今後は、商工会や創業支援機関との連携をより一層深めた上で、1年間あたり1人を創業者数の目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>創業支援等対象者数：10人      創業者数：1人</p> |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;ワンストップ相談窓口&gt; 【既存】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

長岡京市役所内に創業支援等のワンストップ相談窓口を設け、長岡京市商工会（以下「商工会」という。）、<sup>（株）</sup>日本政策金融公庫京都支店（以下「公庫」という。）、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）等の支援機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、長岡京市商工観光課の職員３名を市の窓口配置し、相談対応を行う。

長岡京市の窓口では、国、京都府、長岡京市の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援等を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。これらは、長岡京市のホームページ等でも情報提供を行う。

また、長岡京市は、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、商工会が実施する創業支援等事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。

創業に必要な要素となる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。

<創業に必要な要素と各支援機関が担う役割>

１．地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき）

長岡京市商工観光課が地域農産物である「たけのこ」、「なす」、「花菜」、「ガラシヤの腫（ミディートマト）」等を含む地域資源を有効活用するための資源提供者、研究機関、指導育成機関、販路開拓ネットワーク等の知識を有する者の紹介を行う。

２．ターゲット市場の見つけ方

市及び商工会が中心となり、公庫、保証協会が連携を図り創業事業の市場ニーズや適切なターゲットの設定等について支援を行う。

また、必要に応じて公庫がすでに連携を行っているよろず支援拠点等の関係機関との繋がりを活かし、創業事業に関する市場動向の情報収集や技術開発に関する知識習得や製品試験等の支援を行う。

３．ビジネスモデルの構築の仕方

市及び商工会が中心となり、公庫、保証協会と連携を図り顧客、ニーズ、生産性、サービス向上、人員計画、採算性等のビジネスモデル全般について支援を行う。

また、地域農産物等の地域資源活用にあたっては、京都中央農業協同組合や材料の供給事業者と連絡調整をし、創業者が安定的に原材料の調達ができるよう支援を行う。

さらに、採算性のアドバイスについては、商工会、公庫、保証協会において継続的に支援する。

４．売れる商品・サービスの作り方

市及び商工会が中心となり、公庫、保証協会と連携を図り創業希望者が相談を行った時から速やかに、その提供しようとする商品やサービスについて、専門的な知見に基づき必要な支援をし、その販売方法や価格設定についても併せて支援を行う。

また、商工会や公庫が事業者間の連携や事業者が大学等の研究機関等と連携した新商品、新サービス等の共同研究を行うための連携支援を行うことにより、市独自の新商品開発支援を行う。

５．適正な価格の設定と効果的な販売方法について

商工会、公庫、保証協会が連携をして、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイス、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

## 6. 資金調達

商工会、公庫、保証協会が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、長岡京市が、創業後6か月を経過した事業所に対して制度融資や利子補給を行う。  
また、商工会が書類作成の支援、補助金等の申請書などの作成支援を行う。

## 7. 事業計画書の作成

創業者が事業計画を作成するにあたり、商工会、公庫及び保証協会が連携を図りその策定に必要となる指導助言や支援を行い、事業計画書の精度を高め、実効性のあるものとなるよう支援する。

さらに、公庫が事業計画書のブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、商工会等の支援機関が連携してサポートを行う。

## 8. 許認可、手続き

長岡京市の商工観光課において、創業手続・許認可についてのアドバイス、支援機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、商工会や公庫などを通じて、税理士、社会保険労務士、行政書士を紹介し、税務、労務管理、創業手続のアドバイスをを行う。

## 9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

長岡京市商工観光課、商工会、公庫及び保証協会が地域における創業内容を共有し、コアとなり得る可能性のある事業について協議し、創業者に対して、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

### <創業支援等機関との連携>

各創業支援機関と連携を密にし、円滑な事業推進を図るため、産官学金が連携し、本事業の運営に関する連絡会議として、「長岡京市創業支援等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、その事務局は、長岡京市商工観光課とする。必要に応じて連絡会議を開催することで、的確な情報共有と情報交換を行い、その組織力の強化を図る中で、支援体制の強化に繋げ、効果的な創業支援等を進めていく。

各創業支援機関が支援を行った創業支援等対象者の情報に対しては、創業支援等対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、商工会が情報集約・一元化を図り、創業支援等カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援等対象者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで支援機関がハンズオンで支援できるようにする。

### <特定創業支援等事業について>

次のいずれかに該当する者で、かつ商工会が発行する「特定創業支援等事業受講者証明書」の交付を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、長岡京市が証明書を発行する。

- ① 「創業セミナー<実践創業塾>」（別表2-1）において、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、全体の7割以上かつ4日以上出席した者
- ② 「起業塾<創業塾>」（別表2-1）の講座と個別相談指導（別表2-2）を合わせて、1か月以上の期間にわたり4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく指導を受けた者
- ③ 個別相談指導（別表2-2）において、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る個

別相談指導を1か月以上にわたり4回以上受けた者

なお、受講状況の確認については、商工会が支援機関と連携して創業支援等カルテにより知識習得の状況確認を行い、「特定創業支援等事業受講者証明書」を発行することとする。

#### <各事業の共通事項について>

この創業支援等事業計画の全体の進捗状況は、長岡京市が支援機関から情報提供を受け取りまとめを行う。

特定創業支援等事業に取り組んだ創業者で、長岡京市から証明書の発行を受けた者については、その後の創業の有無や実績等を実績報告等の提出により確認することとする。

創業者へのフォローアップについては、商工会をはじめとする支援機関と連携をして継続的に行うことで、経営安定に繋げる。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援等対象者への支援は行わないこととする。また、各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

#### (2) 創業支援等事業の実施方法

長岡京市商工観光課の職員3名を担当者として配置し、他の創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、支援事業一覧表の作成を行い、創業支援機関の窓口で配架することで広く周知するよう努める。さらに、市の広報紙やホームページ、SNS等を活用した周知を行う。

各創業支援機関等が行った支援内容については、情報の集約及び一元化を行い必要に応じて連絡会議の場において情報共有を行う目的で創業相談支援者名簿（創業支援等カルテ）を長岡京市商工観光課で作成する。

各創業支援機関と連携を密にし、円滑な事業推進を図るため連絡会議を開催し、各機関の活動状況について情報共有を図り、必要に応じて改善策を講じる。

その他、支援機関と調整の上、予算措置が必要となった時には市の財政状況を勘案したうえで予算措置を行うこととする。

#### 計画期間

計画期間は、平成27年10月3日から令和12年9月30日。

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年9月30日

**別表 2-1（実践創業塾）【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

| 実施する者の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 氏名又は名称<br/>①長岡京市商工会、②㈱日本政策金融公庫</p> <p>(2) 住所<br/>①京都府長岡京市開田3丁目10-16<br/>②東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー</p> <p>(3) 代表者の氏名<br/>①会長 藤井 宣之<br/>②代表取締役総裁 田中 一穂</p> <p>(4) 連絡先<br/>①電話：075-951-8029 FAX：075-958-2473 担当者 小林 康夫<br/>②電話：075-211-3230 FAX：075-211-3680 担当者 京都支店 国民生活事業 邊春高志</p>                                                                                                |
| 創業支援等事業の目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(目標の根拠)<br/>創業希望者を対象とした「創業セミナー＜実践創業塾＞」、「起業塾＜創業塾＞」を開催する。<br/>また、他の創業支援機関と連携を図り、長岡京市、長岡京市商工会（以下「商工会」という。）、㈱日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）等の広報誌及びホームページ等においても周知を図り、参加者の募集を行い、商工会で年間20人程度の参加者を予定。<br/>さらに、公庫などとの連携を強化し、セミナー等の開催時には出前講座等により、参加者に手厚い支援を実施する。<br/>その他、講座終了後も参加者に対して、きめ細かいフォローアップを行うと共に、国・京都府・長岡京市等の各種支援制度の活用を促進することで、7人の創業者創出を目指す。</p> <p>(目標数)<br/>創業支援等対象者数：20人 創業者数：7人</p>                      |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容＜実践創業塾＞【既存・特定創業支援等事業】<br/>「創業セミナー＜実践創業塾＞」【既存・特定創業支援等事業】（経営、財務、人材育成、販路開拓）<br/>商工会及び公庫の共催により、年1回（全5コマ（日）・1コマ6時間程度）経営・財務・人材育成・販路開拓に関する内容のほか、ビジネスプラン作成や開業資金の調達までをパッケージ化した総合創業支援プログラムとした講座を1か月以上の期間にわたり開催する。</p> <p>＜特定創業支援等事業について＞<br/>講義のうち、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく☆のついている講義を受講し、全体の7割以上かつ4日以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。<br/>やむを得ない事情により、講座の一部を受講できなかった場合は、市が指定した支</p> |

援員の個別相談指導（別表２－２）を受講することにより、補完することができる。

「創業セミナー＜実践創業塾＞」（案）

- ・地域資源の活用法【地域資源コーディネーター】
- ・創業に必要な手続きについて【長岡京市、京都府行政書士会等】
- ・企業運営に必要な税務・経理知識について【近畿税理士会等】＜経営＞（☆）
- ・事業計画書の策定・助言【商工会、地域金融機関等】＜経営＞（☆）
- ・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【地域金融機関等】＜財務＞（☆）
- ・人を雇用する時のルールについて【京都府社会保険労務士会等】＜人材育成＞（☆）
- ・マーケティング戦略について【京都府中小企業診断協会等】＜販路開拓＞（☆）
- ・販売におけるＩＴの活用手法について【ＩＴコーディネート協会等】＜販路開拓＞（☆）

※【 】は予定される講師の所属等

「起業塾＜創業塾＞」【既存・特定創業支援等事業】（経営）

商工会が、創業希望者を対象とした入門的なセミナーを年１回（全２コマ（日）・１コマ５時間）開催する。

講座は、経営、販売管理、営業、計数管理などに関する実践的で有益な内容とし、座学だけに終始せず実体験として販売を経験できる講座へカリキュラムを見直す。具体例としては「女性のための起業セミナー」「創業のためのITセミナー」など参加対象者を絞り込んで、より専門的・実践的な講座とする。

初歩的な内容も加味しながらも、自らの力で創業に係る課題を解決しようとする「独立力」、他者の力を借りながら事業を前へ進める「連携力」、柔軟な発想で新しいサービスや商品を開発する「革新力」を身に付けられるような講座とする。

講座終了後は、参加者に対しビジネスプランの作成、各種支援制度の紹介等、一貫したアドバイス及びフォローアップを行い創業へと導く。

＜特定創業支援等事業について＞

「起業塾＜創業塾＞」の講座と個別相談指導（別表２－２）を合わせて、１か月以上の期間にわたり４回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識が身につく指導を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

なお、「創業セミナー＜実践創業塾＞」、「起業塾＜創業塾＞」のいずれも、支援対象者は、長岡京市内での創業を希望する者、及び本市内で創業後５年未満の者とする。

（２）創業支援等事業の実施方法 「創業セミナー＜実践創業塾＞」「起業塾＜創業塾＞」

会場準備、教材の準備等の事務手続やカリキュラムの策定、専門家の確保を商工会と公庫が連携して行う。加えて、長岡京市役所、市の広報紙及びホームページ、商工会、公庫等で「創業セミナー＜実践創業塾＞」及び「起業塾＜創業塾＞」開催の周知を行う。

卒業生については、商工会が実施する創業者に対する補助制度、公庫の融資及び創業後半年を経過した者については、長岡京市が実施する制度融資や利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに長岡京市に提出する。

|                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。                                                                                                                   |
| 計画期間                                                                                                                                       |
| <p>計画期間は、平成27年10月3日から令和12年9月30日。</p> <p>変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年9月30日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。</p> |

## 別表 2-2（個別相談指導）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

| 実施する者の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 氏名又は名称<br/> ①長岡京市商工会 ②㈱日本政策金融公庫 ③京都信用保証協会</p> <p>(2) 住所<br/> ①京都府長岡京市開田3丁目10-16<br/> ②東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー<br/> ③京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地（京都経済センター5階）</p> <p>(3) 代表者の氏名<br/> ①会長 藤井 宣之<br/> ②代表取締役総裁 田中 一穂<br/> ③理事長 山内 修一</p> <p>(4) 連絡先<br/> ①電話：075-951-8029 FAX：075-958-2473 担当者 小林 康夫<br/> ②電話：075-211-3230 FAX：075-211-3680 担当者 京都支店 国民生活事業 邊春高志<br/> ③電話：075-354-1011 FAX：075-321-6117 担当者 大嶋 ひとみ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 創業支援等事業の目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(目標の根拠)</p> <p>① 長岡京市商工会<br/> 長岡京市商工会（以下「商工会」という。）の令和5年度の創業支援に関する相談人数は43人であった。<br/> 創業相談重点窓口では、他の支援機関を含む創業支援内容についての周知を行うとともに、相談員5名体制で各相談員年間6人、計30人の相談受付となるよう目標を設定する。<br/> また、令和5年度に相談のうえ創業した者は16人であったが、各支援機関との連携やインキュベーション事業のノウハウを持つ事業所等との連携を深め、全体で20人の創業者となるよう積極的な取組を進める。</p> <p>② ㈱日本政策金融公庫京都支店<br/> ㈱日本政策金融公庫京都支店（以下「公庫」という。）の令和5年度の創業支援に関する相談人数は14人であった。<br/> 「創業サポートデスク」では、他の支援機関を含む創業支援内容についての周知を行うとともに、相談員1名体制で年間15人の相談受付となるよう目標を設定する。<br/> また、令和5年度に相談のうえ創業した者は14人であったが、各支援機関との連携により、全体で15人の創業者となるよう積極的な取組を進める。</p> <p>③ 京都信用保証協会<br/> 京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の「創業サポートデスク」において、他の支援機関を含む創業支援内容についての周知を行うとともに、年間10人の個別の相談受付とする。<br/> また、「創業バリューアップサポート」や京都府「産業活力推進融資 開業・経営承継支援資金」の活用等により、全体で6人の創業者となるよう積極的な創業支援の取組を進める。</p> |

(目標数)

創業支援等対象者数：55人 創業者数：41人

#### 創業支援等事業の内容及び実施方法

##### (1) 創業支援等事業の内容＜個別相談指導＞【既存・特定創業支援等事業】

###### ①長岡京市商工会

創業支援に係るワンストップ相談窓口を商工会内に設置し、業種、業態選びからビジネスプラン、事業計画書の作成、資金調達、会社設立に必要な諸手続きに至るまでの総合的な支援を行い、創業希望者に対し5名の相談員が平日の午前8時30分から午後5時までの間、継続的に相談対応を行う。

窓口では、国、京都府、長岡京市及び商工会等が行う創業等に関する支援策について説明を行う。

相談内容に応じて、創業、起業準備の進め方や、起業セミナー、その他支援メニューの紹介などを行う。

相談員が、経営、財務、人材育成、販路開拓、資金調達、事業計画など創業、起業に関するアドバイスを行うとともに、創業後の経営計画実施における様々な支援を行う。

同一の創業希望者が、継続して1か月以上の期間4回以上にわたり、次の各号の相談を1回あたり1時間程度行った者を「特定創業支援等事業」を受講したものとする。

(ア) 経営指導

(イ) 財務指導

(ウ) 人材育成指導

(エ) 販路開拓指導

(オ) その他創業に必要な指導

なお、支援対象者は、長岡京市内での創業を希望する者、及び本市内で創業後5年未満の者とする。

###### ② (株)日本政策金融公庫京都支店

公庫に設置した創業サポートデスクでは、事業計画書の作成、資金調達など、1名の相談員を配置し平日の午前9時から午後5時まで相談対応を行う。

窓口では、国、京都府、長岡京市及び商工会が行う創業等に関する支援施策を紹介し、継続的な支援を必要とする者については、商工会への案内、連絡調整を行い、「特定創業支援等事業」を受講したものとなるよう推進する。

創業希望者からの相談内容に応じて、商工会が行う「創業セミナー」及び「起業塾」の講習会について案内を行い、必要となる支援メニューの紹介を行う。

商工会と連携を図り、専門的な知識を有する相談員が、経営、財務、人材育成、販路開拓、資金調達、事業計画など創業、起業に関する幅広い支援を行うとともに、創業後の経営計画遂行に必要な各種支援を継続的に行う。

その他、創業にあたり又は創業後においても、必要に応じて公庫がすでに連携を行っているよろず支援拠点等の関係機関との繋がりを活かして経営課題解決の支援を行うとともに、創業支援計画による受講終了の認定を受けた創業希望者への貸付利率の引き下げなどを設けることで、創業希望者への融資促進を図る。

###### ③ 京都信用保証協会

保証協会に設置した「創業サポートデスク」において、業種、業態選びからビジネスプラン、事業計画書の作成、資金調達、会社設立に必要な諸手続きに至るまで、創業サポーターを配置し平日の午前9時から午後5時10分まで相談対応を行

う。また、女性創業支援チーム「ことそら」の女性職員にて女性創業者への積極的な支援を行う。

窓口では、国、京都府、長岡京市及び商工会が行う創業等に関する支援施策を紹介し、継続的な支援を必要とする者については、商工会への案内、連絡調整を行い、「特定創業支援等事業」を受講したものとなるよう推進する。

創業希望者からの相談内容に応じて、商工会が行う「創業セミナー」等の講習会について案内を行い、必要となる支援メニューの紹介を行う。

外部専門家（中小企業診断士）を5回程度創業希望者のもとに派遣し、創業計画の策定支援を行う「創業バリューアップサポート」を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓、その他創業に必要な指導を行う。

京都府「産業活力推進融資 開業・経営承継支援資金」について、保証料率を年0.5%で取り扱い、創業希望者の資金調達の円滑化を図る。

さらに、創業後6か月以上を経過した事業所について、必要に応じて長岡京市が実施する融資事業についても協力し、経営安定に繋げる。

#### <特定創業支援等事業について>

商工会、公庫及び保証協会での個別相談指導を合わせて、1回1時間程度の個別相談指導を1か月以上、4回以上にわたり実施し、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

この個別相談指導と起業塾<創業塾>（別表2-1）の講座を合わせて、1ヶ月以上の期間にわたり4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく指導を受けた者も、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

また、この個別相談指導を受けた者は、創業セミナー<実践創業塾>（別表2-1）の一部をやむを得ない事情により、受講できなかった場合に、受講できなかった分野について市が指定した支援員の指導を受けることにより、受講したと見なすことができる。

#### （2）創業支援等事業の実施方法

長岡京市は、長岡京市役所、市のホームページ等で施策のPRを行う。

長岡京市商工会は、「特定創業支援等事業」の資格を満たした者に対して、「特定創業支援等事業受講者証明書」を交付する。

公庫及び保証協会は、創業支援に係る相談業務を行ったときは、創業希望者が「特定創業支援等事業」を受講したものとし交付される「特定創業支援等事業受講者証明書」を受けられるよう商工会に適宜、情報提供を行い、相談支援に係る内容を報告する。商工会は、他の創業支援機関による相談状況の確認を行い、適当と判断したときは、「特定創業支援等事業」を受講したものとし、「特定創業支援等事業受講者証明書」を交付する。

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、指導内容、指導日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに長岡京市に提出する。

特定創業支援等事業の資格を満たし、かつ創業後6か月を経過した者に対しては、長岡京市の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

| 計画期間                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>計画期間は、平成27年10月3日から令和12年9月30日。</p> <p>変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年9月30日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。</p> |